

種目	品目	対象者		性能		耐用年数	基準額 (円)
		障害者	障害児	障害者	障害児		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害が2級以上である者又は難病患者で寝たきりの状態にあるもの		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		8年	154,000
	特殊マット	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である者、下肢若しくは体幹機能障害が1級である者（常時介護を要する者に限る。）又は難病患者で寝たきりの状態にあるもの	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である児童、下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である児童（原則として3歳以上の者）又は難病患者で寝たきり状態にあるもの	ジョイント 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	70,000
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害が1級である者（常時介護を要する者に限る。）又は難病患者で自力では排尿できないもの	下肢若しくは体幹機能障害が1級である児童（常時介護を要する者で、原則として学齢児以上のもの）又は難病患者で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は同程度の障害を有する難病患者	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である児童（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者で、原則として3歳以上のもの）又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	障害児等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は難病患者で寝たきりの状態にあるもの	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である児童（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者で、原則として学齢児以上のもの）又は難病患者で寝たきり状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である児童（原則として3歳以上の者）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者	介護者が障害者等移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	介護者が障害児等移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす		下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である児童（原則として3歳以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者		原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベッド		下肢又は体幹機能障害が2級以上である児童（原則として学齢児以上の者）又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する難病患者		腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
	カーシート	体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（以下「脳原性運動機能障害」という。この表において同じ。）が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者		障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの		3年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害を有する者又は難病患者かつ入浴に介助を要する者	下肢若しくは体幹機能障害を有する児童（原則として3歳以上の者）又は難病患者かつ入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	5年	90,000
	便器	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である者又は難病患者で常時介護を要するもの	下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である児童（原則として学齢児以上の者）又は難病患者で常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害児等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	29,800

種目	品目	対象者		性能		耐用年数	基準額 (円)
		障害者	障害児	障害者	障害児		
	頭部保護帽	療育手帳の交付を受けている者、平衡、下肢若しくは体幹機能障害を有する者かつ当該特性から用具の給付を所長が必要と認めた者又は同程度の障害を有する難病患者	療育手帳の交付を受けている児童、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、てんかんの発作等により頻繁に転倒する児童、平衡、下肢若しくは体幹機能障害を有する児童かつ当該特性から用具の給付を所長が必要と認めた者又は同程度の障害を有する難病患者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	17,500
	T字状・棒状のつえ	平衡、下肢若しくは体幹機能障害を有する者かつ当該特性から用具の給付を所長が必要と認めた者又は同程度の障害を有する難病患者	平衡、下肢若しくは体幹機能障害を有する児童かつ当該特性から用具の給付を所長が必要と認めた者又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	3年	3,000
	移動・移乗支援用具	平衡、下肢若しくは体幹機能障害を有する者かつ家庭内の移動等において介助を要する者又は同程度の障害を有する難病患者	平衡、下肢若しくは体幹機能障害を有する児童（原則として3歳以上の者）かつ家庭内の移動等において介助を要する者又は同程度の障害を有する難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害児等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
	特殊便器	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者、上肢機能障害が2級以上である者又は上肢機能に障害のある難病患者	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な児童、上肢機能障害が2級以上である児童（原則として学齢以上の者）又は上肢機能に障害のある難病患者	障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
	火災警報器	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である者若しくは身体障害の等級が2級以上である者かつ火災発生感知若しくは避難が著しく困難な者又は同程度の障害を有する難病患者	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である児童又は身体障害の等級が2級以上である児童かつ火災発生感知若しくは避難が著しく困難な者又は同程度の障害を有する難病患者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	自動消火器	単身又はこれに準ずる世帯の療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である者、身体障害の等級が2級以上である者若しくは難病患者かつ火災発生感知若しくは避難が著しく困難な者	単身又はこれに準ずる世帯の療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である児童、身体障害の等級が2級以上である児童若しくは難病患者かつ火災発生感知又は避難が著しく困難な者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	電磁調理器	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である者、視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者（日常生活上用具の給付を必要と所長が認めた世帯）		視覚障害者等が容易に使用し得るもの	知的障害児等が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害が2級以上である児童（原則として学齢以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	12,000
	聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者（日常生活上用具の給付を必要と所長が認めた世帯）		音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの		5年	87,400

種目	品目	対象者		性能		耐用年数	基準額 (円)
		障害者	障害児	障害者	障害児		
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害が2級以上である児童（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	視覚に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であってICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であってICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	59,800
	地震防災用具	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である者、身体障害の等級が4級以上である者かつ地震発災時の安全確保が困難である、又は避難生活に支障が生ずる者又は同程度の障害を有する難病患者	療育手帳の障害程度の判定が重度若しくは最重度である児童、身体障害の等級が4級以上である児童かつ地震発災時の安全確保が困難である、又は避難生活に支障が生ずる者又は同程度の障害を有する難病患者	地震発災若しくは避難中に障害者等が容易に使用し得るもの又は地震発災時に障害者等の安全を確保する機能を有するもので次に掲げるもの (1) 防災用ベスト (2) 防災用リュック (3) その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	地震発災若しくは避難中に障害児等が容易に使用し得るもの又は地震発災時に障害者等の安全を確保する機能を有するもので次に掲げるもの (1) 防災用ベスト (2) 防災用リュック (3) その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	5年	防災用ベスト 5,000 防災用リュック 7,000 その他 50,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害が3級以上であって、自己連続携帯式腹膜灌漑法(CAPD)による透析療法を行う者又は同程度の障害を有する難病患者	腎臓機能障害が3級以上である児童（原則として3歳以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害が3級以上である者、同程度の身体障害を有する者又は呼吸器機能に障害を有する難病患者	呼吸器機能障害が3級以上である児童、同程度の身体障害を有する児童又は呼吸器機能に障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害が3級以上である者、同程度の身体障害を有する者又は呼吸器機能に障害を有する難病患者	呼吸器機能障害が3級以上である児童、同程度の身体障害を有する児童又は呼吸器機能に障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障害が3級以上である者、同程度の身体障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者	呼吸器機能障害が3級以上である児童、同程度の身体障害を有する児童又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	69,000
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者		障害者等が容易に使用し得るもの		10年	17,000
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者（日常生活上用具の給付を所長が必要と認めた世帯）	単身又はこれに準ずる世帯の視覚障害が2級以上である児童（原則として学齢児以上の者）若しくは同程度の障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者（日常生活上用具の給付を所長が必要と認めた世帯）		障害者等が容易に使用し得るもの		5年	18,000
	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者（日常生活上用具の給付を所長が必要と認めた世帯）		障害者等が容易に使用し得るもの		5年	15,000
	パルスオキシメーター	呼吸器若しくは心臓機能障害を有する者又は同程度の障害（呼吸器及び心臓機能障害を除く。）を有する者若しくは難病患者かつ在宅酸素療法を受けている者又は人工呼吸器を装着している者	呼吸器若しくは心臓機能障害を有する児童又は同程度の障害（呼吸器及び心臓機能障害を除く。）を有する児童若しくは難病患者かつ在宅酸素療法を受けている者又は人工呼吸器を装着している者	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者等が容易に使用できるもの（難病等患者等にあつては、真に必要な場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので難病患者が容易に使用できるもの）	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児等及び介護者が容易に使用できるもの（難病等患者等にあつては、真に必要な場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので難病患者及び介護者が容易に使用できるもの）	5年	42000 (呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの) 157,500

種目	品目	対象者		性能		耐用年数	基準額 (円)
		障害者	障害児	障害者	障害児		
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障害を有する者若しくは肢体不自由である者かつ発声・発語に著しい障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者	音声若しくは言語機能障害を有する児童若しくは肢体不自由である児童かつ発声・発語に著しい障害を有する児童（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児等が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害若しくは上肢機能障害が2級以上である者若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）を有する者であって、当該特性から用具の給付を必要であると所長が認めたもの又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害若しくは上肢機能障害が2級以上である児童若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）を有する児童であって、当該特性から用具の給付を必要であると所長が認めた者又は同程度の障害を有する難病患者	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者等が容易に使用し得るもの	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害児等が容易に使用し得るもの	4年	150,000
	点字ディスプレイ	視覚障害が2級以上である者であって、当該特性から用具の給付を必要であると所長が認めたもの又は同程度の障害を有する難病患者		パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの		6年	430,000
	点字器	主に情報の入手を点字による視覚障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者	主に情報の入手を点字による視覚障害を有する児童又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	10,400
	点字タイプライター	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者かつ就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者	視覚障害が2級以上である児童又は同程度の障害を有する難病患者かつ就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害児等が容易に操作できるもの	5年	82,000
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害が2級以上である児童（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	音声等により操作ボタンの知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	音声等により操作ボタンの知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児等が容易に使用し得るもの	6年	85,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害が2級以上である児童（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児等が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	視覚障害者用読書器	視覚障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者かつ本装置により読書等が容易になる者	視覚障害を有する児童（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者かつ本装置により読書等が容易になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児等が容易に使用できるもの	8年	250,000
	視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者かつ本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害を有する児童（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者かつ本装置により文字等を読むことが可能になる者	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	5年	35,900
	視覚障害者用時計	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者		視覚障害者等が容易に使用し得るもの		5年	13,300
視覚障害者用ラジオ	視覚障害が2級以上である者又は同程度の障害を有する難病患者	視覚障害が2級以上である児童（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	29,000	

種目	品目	対象者		性能		耐用年数	基準額 (円)
		障害者	障害児	障害者	障害児		
	聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害若しくは発声・発語に著しい障害を有する者であって、当該特性からコミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具の給付を所長が必要と認められたもの又は同程度の障害を有する難病患者	聴覚障害若しくは発声・発語に著しい障害を有する児童であって、当該特性からコミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具の給付を所長が必要と認められた者（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害児等が容易に使用できるもの	5年	25,000
	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害若しくは発声・発語に著しい障害を有する者であって、当該特性からコミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具の給付を所長が必要と認められたもの又は同程度の障害を有する難病患者	聴覚障害を有する児童若しくは発声・発語に著しい障害を有する児童であって、当該特性からコミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具の給付を所長が必要と認められた者（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害児等が容易に使用できるもの	5年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者かつ本装置によりテレビの視聴が可能になる者	聴覚障害を有する児童又は同程度の障害を有する難病患者かつ本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児等が容易に使用し得るもの	6年	88,900
	人工喉頭	音声若しくは言語機能障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者かつ喉頭摘出をした者又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者のうち、本装置により発声が可能になるもの	音声若しくは言語機能障害を有する児童又は同程度の障害を有する難病患者かつ喉頭摘出をした児童又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な児童のうち、本装置により発声が可能になる者	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	73,000
	埋込型人工喉頭用人工鼻	音声若しくは言語機能障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者かつ喉頭摘出をした者又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者のうち、本装置により発声が可能になるもの	音声若しくは言語機能障害を有する児童又は同程度の障害を有する難病患者かつ喉頭摘出をした児童又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な児童のうち、本装置により発声が可能になる者	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	発声が可能となる機器であり、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの		月額 28,600
	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害を有する者（原則として2級以上）かつ当該特性からコミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具の給付を所長が必要と認められた者又は同程度の障害を有する難病患者		障害者等が容易に使用し得るもの		6年	40,000
	視覚障害者用図書	主に情報の入手を点字、大活字若しくは音訳による視覚障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者	主に情報の入手を点字、大活字若しくは音訳による視覚障害を有する児童又は同程度の障害を有する難病患者	点字図書、大活字図書又はDAISY図書	点字図書、大活字図書又はDAISY図書		所長が必要と認められた額
	人工内耳用電池	聴覚障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者かつ現に人工内耳を装着している者	聴覚障害を有する児童又は同程度の障害を有する難病患者かつ現に人工内耳を装着している者	人工内耳用電池等で、次のいずれかとする。 ① 人工内耳用ボタン電池 ② 人工内耳用充電器及び充電電池	人工内耳用電池等で、次のいずれかとする。 ① 人工内耳用ボタン電池 ② 人工内耳用充電器及び充電電池	充電器3年 充電電池1年	ボタン電池 月額 2,500 充電器 28,600 充電電池 17,600
	暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められる者又は同程度の障害を有する難病患者（実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。）	夜盲又は視野狭窄の症状を有する障害児であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められる者（原則として学齢児以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者（実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。）	画像入力装置を見たものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	画像入力装置を見たものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	8年	395,000

種目	品目	対象者		性能		耐用年数	基準額 (円)
		障害者	障害児	障害者	障害児		
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマを造設している者	ストーマを造設している児童	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの		蓄便袋 月額 8,900 蓄尿袋 月額 11,700
	収尿器	高度の排尿機能障害を有する者、脊髄損傷等による下肢若しくは体幹の機能障害を有する者（自力で排尿できないものに限る。）又は同程度の障害を有する難病患者	高度の排尿機能障害を有する児童、脊髄損傷等による下肢若しくは体幹の機能障害を有する児童（自力で排尿できないものに限る。）又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの		月額 8,500
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン・カーゼ等衛生用品）	次のいずれかに該当する者（ただし、ストーマ装具の助成決定を受けた者除く。） (1) ぼうこう又は直腸機能に障害を有する者で次のアからウのいずれかに該当するもの又は同程度の障害を有する難病患者 ア 軽快の見込みのないストーマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着できない者 イ 二分腎臓等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排便又は高度の排尿機能障害を有する者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便又は高度の排尿機能障害を有する者 (2) 脳原性運動機能障害を有する者かつ排便若しくは排尿の意思表示が困難な者又は同程度の障害を有する難病患者 (3) 下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である者かつ排便若しくは排尿の意思表示が困難な者又は同程度の障害を有する難病患者	次のいずれかに該当する児童（ただし、ストーマ装具の助成決定を受けた者除く。） (1) ぼうこう又は直腸機能に障害を有する者で次のアからウのいずれかに該当する児童又は同程度の障害を有する難病患者 ア 軽快の見込みのないストーマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着できない者 イ 二分腎臓等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排便又は高度の排尿機能障害を有する者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便又は高度の排尿機能障害を有する者 (2) 脳原性運動機能障害を有する児童かつ排便若しくは排尿の意思表示が困難な児童又は同程度の障害を有する難病患者 (3) 下肢若しくは体幹機能障害が2級以上である児童かつ排便若しくは排尿の意思表示が困難な児童又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの		月額 12,000
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢若しくは体幹機能障害が3級以上である者又は脳原性運動機能障害が3級以上である者（移動性運動機能障害に限る。）（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害が2級以上である者）又は同程度の障害を有する難病患者 (2) 視覚障害が2級以上である者 (3) 下肢又は体幹機能に障害を有する難病患者	次のいずれかに該当する児童 (1) 下肢若しくは体幹機能障害が3級以上である児童又は脳原性運動機能障害が3級以上である児童（移動性運動機能障害に限る。）（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害が2級以上である者）又は同程度の障害を有する難病患者 (2) 視覚障害が2級以上である児童 (3) 下肢又は体幹機能に障害を有する難病患者	障害者等の移動等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの	障害児等の移動等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回	200,000
防災用具	非常用電源等（発電機・蓄電池・インバーター）	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、酸素濃縮器等を使用する必要がある障害者又は同程度の障害を有する難病患者	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、酸素濃縮器を使用する必要がある障害児又は同程度の障害を有する難病患者	介護者が容易に使用し得るもの	介護者が容易に使用し得るもの	発電機 10年 蓄電池・インバーター 5年	発電機 120,000 蓄電池・インバーター 60,000

備考 1 基準額は、消費税等を含む額とする。

2 「対象者」の欄の「障害者」の欄の「難病患者」は18歳以上の者と、同欄の「障害児」の欄の「難病患者」は18歳未満の者とする。

3 「性能」の欄の「障害者等」及び「障害児等」は、難病患者を含むものとする。